

令和 7 年 12 月 25 日

岡山市長 大森 雅夫 様

〒700-0813

岡山県岡山市北区石関町1-16 徳田ビル3階
特定非営利活動法人ボウタカ 代表理事
榎 将太

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。令和 7 年 12 月 2 日付け、岡山市指令協総第 30416 号にて命ぜられました改善命令、および令和 7 年 12 月 8 日付けで提出いたしました実施計画に基づき、改善措置が完了いたしましたので、下記のとおり報告申し上げます。

今後は、このような事態を繰り返さぬよう、法令遵守の徹底に努めてまいります所存です。

記

1. 命令の原因となる事実

特定非営利活動促進法第 7 条第 1 項の違反（令和 6 年 5 月 20 日に認証された、所轄庁の変更を伴う定款変更に係る登記が未了）

2. 改善措置の内容

所轄庁の変更を伴う定款変更に係る登記申請を行い、登記を完了させた。

3. 実施結果の経過

日付	実施内容
令和 7 年 12 月 9 日	司法書士を通じて登記所へ登記申請書を提出。
12 月 18 日	登記完了を確認。
12 月 23 日	履歴事項全部証明書および登記書類一式を受領。

4. 添付書類

履歴事項全部証明書の写し（1 通）

5. 再発防止策

今後は、認証から登記までの期限を法人内で厳格に管理するため、以下の体制を構築いたします。

- ・ 法令遵守に関する理事会の認識共有と、事務局によるスケジュール管理の徹底。
- ・ 認証申請後、あらかじめ司法書士との連携体制を整え、認証後は速やかに登記手続きに移行するフローの確立。

敬具